

市第189号議案 横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等  
に関する条例の制定

1 制定の趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)が平成28年4月1日に施行となります。この法律の第14条の規定の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別に関する相談の対応や、あっせんの手続等を定め、障害を理由とする差別に関する紛争の防止及び解決に資するため、市独自に条例を制定します。

【参考1】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第14条

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 主な規定内容

- (1) 相談対応により解決が図られない事業者による差別事案について、障害者等が市長に対し、あっせんの申出ができることを規定します。  
※ 事業者への相談、所管行政機関による指導・調整といった相談対応により解決が図られない事案を対象とします。
- (2) 市長の附属機関として、障害者及びその家族、学識経験のある者、弁護士、事業者の代表者で構成する「横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会」を設置し、この調整委員会が事案の解決に向けたあっせんを行うことを規定します。

3 条例の主な構成

第1条	目的	障害を理由とする差別に関する紛争の防止及び解決に資することが目的であることを定めます。
第2条	定義	用語の意義は、法律の例によることを定めます。
第3条	相談対応	障害者等から障害を理由とする差別に関する相談を市が受けたときは、事案の内容に応じて、事実関係の調査その他必要な対応を行うことを定めます。
第4条	あっせんの申出	相談対応により解決が図られない、市内で事業活動を行う事業者による差別事案について、市長に対し、あっせんの申出をすることができることを定めます。
第5条 ～第10条	調整委員会の設置 等	あっせん等を行う市長の附属機関として、調整委員会を置くことや、調整委員会の組織、委員の任期などを定めます。

第11条 ～第14条	あっせんの付託、 あっせんの終了 等	市長はあっせんの申出があった事案を調整委員会のあっせんに付すること、調整委員会に付託されたあっせんは事案ごとに小委員会を設けて行うこと、当事者があっせん案に従わないときは市長は勧告を行うことができることなどを定めます。
第15条 ～第16条	あっせんの非公開、 秘密の保持	あっせんの手続は公開しないこと、調整委員会の委員の守秘義務を定めます。
第19条	啓発活動	市長は障害を理由とする差別の解消や障害に関する理解を促進するため、市内事業者の意識の啓発を図ることを定めます。

#### 4 条例の施行予定日

平成28年4月1日

#### 【参考2】

##### 障害者差別解消に関する条例の制定状況

都道府県(12)：北海道、岩手県、茨城県、千葉県、富山県、愛知県、京都府、  
奈良県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

政令指定都市(2)：さいたま市、新潟市

中核市(1)：八王子市

一般市(1)：別府市

※ 岩手県、茨城県以外は、条例の中で、あっせんを行うための調整委員会等の設置を定めています。